

## 令和6年度事業計画決定の件

令和6年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

### 令和6年度事業計画（案）

三重県司法書士会定時総会（以下、本総会という。）は、今まで司法書士会館を使用して開催してきましたが、本年度初めて「プラザ洞津」で開催することになりました。

これは、かねてより司法書士会館の駐車場が狭いことや駅から少し距離があり、また懇親会の開催による「ホテルグリーンパーク津」への移動等の負担によって、会員の総会への参加を躊躇させる要因となっていました。

そこで、総会及び懇親会会場を津新町駅から徒歩5分以内で駐車場も広い「プラザ洞津」を試験的に今年度の総会会場といたしました。

なお、今まで懇親会だけの「ホテルグリーンパーク津」使用料より総会を含めた「プラザ洞津」の使用料が低廉であることも今年度の総会等を試験的に「プラザ洞津」で開催することの要因となりました。

会員の皆様には本年度の総会に一人でも多く参加することをお願いします。

民法・不動産登記法の一部改正がなされ、昨年4月及び本年4月から施行され、全国一斉相談会が開催されました。

法改正とともに、司法書士に対する市民からの期待は一層高まっています。

そこで、三重県司法書士会（以下、「本会」という。）においても、本年2月に開催した相談会と同程度の規模での相談会を本年度も開催し、そのための広報についても、市民に対して「司法書士＝相続登記の専門家」であることを効果的に周知していく予定です。

また、所有者不明土地等に関連する財産管理制度は、司法書士が財産管理人に地方裁判所から選任される仕組みになったことから、就任する司法書士については、津地方裁判所へ提出する所有者不明土地等に関する財産管理人名簿に登載する必要があり、本年度においても登載希望会員の募集を行います。

以上、新制度の開始に向けて、制度研究を更に進めていくことはもとより、会員への情報提供、研修会の充実、市民への周知活動、並びに全国統一フリーダイヤル及び相続登記相談センターWebサイトを活用した相談事業、またその相談体制の在り方を見直すとともに、市民からの相談に対し、より効率的に対応できる仕組みを構築する必要があります。

空き家・所有者不明土地問題に対して、「空き家ネットワークみえ」との連携を図り、「司法書士＝相続登記の専門家」のイメージを市民に浸透させ、司法書士の紹介経路となる相談会等へ積極的に参加する事業展開を引き続き行うとともに、自治体向け財産管理人制度や農業支援促進のため一般社団法人全国農業会議所からの情報提供及び中立委員への就任並びに農業経営相談所への相談員派遣等の事業を促進していきます。

本年度もリーガルサポート三重支部と共催による研修会の開催や成年後見制度の利用促進基本計画の地域における活動、法定後見事務や報酬の在り方を見直し等に関する連携、任意後見制

度・成年後見制度の推進のための相互協力を行います。

本会で行う会議、研修等については、本会財政等を踏まえ、今後も Web 等を活用の継続を予定しており、特に将来に向けて総会の在り方については、ハイブリット出席型等を検討し、早期の実現を目指したいと思います。

司法書士行為規範（倫理）は、既に研修等で対応していますが、さらに会員個々の事務所において補助者を含め理解していただくことをお願いします。

法務局が行う長期相続登記未了土地解消プランについては、一般競争入札に参加する予定です。

最後に、築後 36 年を迎える会館の老朽化に対応するため、本年度、大修繕を予定し本総会で議案提案していますので、会員の皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

各部・各委員会の事業計画は以下のとおりである。

## 総務部

1. 必要に応じ三重県司法書士会の規則・規程・指針等の見直し
2. 事務局の役職定年等、円滑な事務局運営の体制作り
3. 会館特別会計設置規則（規程）の制定
4. 南海トラフ地震等の災害対策（災害時のマニュアル作成・備品管理等）
5. 会務効率向上を目的とした情報集配システム導入の検討
6. 会員専用ページの運営
7. 司法書士業務賠償損害保険につき保険会社との連絡調整及び必要に応じ業務賠償損害保険に関する規定等の見直し
8. 会員からの業務に関する意見・疑問点等の情報収集及び法務局等との実務協議等の実施並びに会員への情報提供
9. 会務又は研修等による会館利用時の感染症対策
10. 親睦事業の検討・企画
11. その他、他の部・委員会の所掌に属さない業務の実施

## 財務部

1. 予算収入の状況及び執行状況の把握と検討
  - (1) 一般会計及び会館特別会計予算の効率的・効果的な執行に向けて、会費等の収入状況及び毎月の支出状況の確認し、必要があれば部会において検討を行い予算の適切な管理執行に努める。
  - (2) 適正な予算執行を図るため、各部各委員長等へ執行状況等を適宜提供する。
2. 財務内容の検討
  - (1) 毎月の決算書等を確認し、必要があれば財務内容の検討を行う。また、年度末の決算書等に基づき部会において年間の財務内容の検討を行う。
  - (2) 効率良い事業執行と支出の抑制、両面を踏まえ収支均衡型の財務運営を目指す。
3. 会館の維持・管理等
  - (1) 会館及び付帯設備の定期的な点検・修繕等を行い、継続的な維持管理に努める。
  - (2) 経年による会館及び付帯設備の修繕等を計画的に行うため、緊急性等を考慮し優先順位を定め、費用等を勘案しながら順次検討を行う。
  - (3) 特別検討事項
    - ①前年度に引き続き、耐震診断の結果を基にし、今後も会館を維持管理していくうえで不可欠な耐震補強工事の検討を行い、実施できるようにする。
    - ②前年度に引き続き、会館内外周辺の災害及び会館内の防犯対策を踏まえた、レイアウトの変更を伴う大修繕工事の検討を行い、実施できるようにする。
    - ③前年度に引き続き、上記①②に関連し、会館の什器備品等の入れ替えを、優先順位を定め、費用等を勘案しながら検討を行い、実施できるようにする。

## 研 修 部

1. 業務・執務改善に関する研修を実施する。
2. 法改正等に関する情報収集・分析・研修を実施する。
3. 倫理に関する研修を実施する。
4. 年次制研修を実施する。
5. 新人研修(配属研修)を実施する。
6. 新入会員研修プログラムを実施する。
7. 所有者不明土地・建物及び管理不全土地・建物管理人養成研修を実施する。
8. 裁判書類作成関係業務(家事事件)に関する研修を実施する。
9. 簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修を実施する。
10. 綱紀調査に関する研修を実施する。
11. 本人確認業務等に関する分析・研究を行う。
12. 所有不動産記録証明制度・住所変更登記等申請義務化に関する研修を実施する。
13. 各部、各委員会、各支部、関連団体との共催により研修を実施する。
14. 日司連研修情報システム・日司連 e ラーニング・研修ライブラリの案内および研修会 DVD レンタル事業等を通して会員が年間12単位以上の研修単位を取得できる環境を用意する。
15. 会員が必要な研修単位を取得しているか否かホームページを通じ公表する。

## 広 報 部

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されたことにより、相続登記に対する市民の関心も高まっていることを受け、今年度も引き続き、相続登記にフォーカスした事業を展開し、市民のニーズを漏らすことのないようしっかりと広報していきたい。

一方で、相続登記以外の分野での広報活動にも注力していく。従来実施してきた大学生向けの広報に加えて、親子法律教室を開催するべく準備を進めていきたい。

### 1. 広報活動(対外広報)

- (1) 市民法律支援事業部、総合相談センター及び空家等対策委員会等各部各委員会並びに法務局、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部及び三重県青年司法書士協議会等関連諸団体との連携による効果的な広報活動の展開
- (2) 大学等の教育機関との連携による学生を対象とした司法書士制度広報の実施
- (3) 地方新聞・TV局・SNSなどを利用した効果的な対外広報活動
- (4) 各支部との協力による広報活動及び支部広報活動に対する支援事業
- (5) ホームページの維持管理、見直し及びSEO対策(SNSとの連動など)
- (6) 広報ツール(パンフレット・リーフレット・ポスター等)の制作及び配布
- (7) 市民向け事業(講座・シンポジウム・法律教室など)の開催
- (8) 市民向け各種イベントへのブース出展

### 2. 広報活動(対内広報)

- (1) 速報みえの発行による諸情報の提供

### 3. その他

- (1) 既存事業の見直し

## 市民法律支援事業部

1. 相続登記義務化に伴い、相談の対応強化のための総合相談センターの拡充・IT化などの検討
2. 総合相談センターの運営
3. 司法アクセス困難地域における巡回相談会の開催
4. 日司連から要望される各種相談会への協力
5. 日本司法支援センターとの連携および法律扶助の利用促進
6. 親子法律教室の開催準備
7. 消費者出前講座および相続出前講座等の法教育事業
8. 三重県多重債務対策協議会、市役所等の行政機関、法務局など他団体との連携及び事業の協力
9. 生活困窮者支援への助成制度、その他会員の業務についての助成制度の検討、創設、運営

## 特別委員会

### **非司法書士排除委員会**

当委員会は司法書士以外の者が司法書士業務を行ったり、司法書士であるかのような紛らわしい名称を用いる等の行為（非司法書士行為）を排除することを目的として、以下の活動を行う。

1. 司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づく調査実施
  - (1) 津地方法務局から同条に基づく委嘱を受けた場合は、司法書士法等違反に関する調査を行う。
  - (2) 実施に当たっては、事前に調査要領、調査ポイントを明らかにし、統一基準で実施する。
2. 非司法書士行為の監視
  - (1) インターネット、ホームページ、広告等で非司法書士行為が疑われる内容の調査、監視を行う。
  - (2) 会員から非司法書士行為と疑われる実についての情報提供を求め、寄せられた情報について調査を行う。
3. 非司法書士行為の予防のための広報物の作成
  - (1) 非司法書士業務を行うと司法書士法違反になるという啓発グッズを作成する。
  - (2) 作成した啓発グッズを、法務局や市町村役場の税務課や市民課の窓口での掲示を依頼する。

### **空家等対策委員会**

本委員会は、平成27年5月に完全施行された空き家対策特別措置法および所有者の把握が難しい土地等への対策に対応するための委員会として、平成28年2月の理事会で承認された委員会である。

各市町との協定締結や協議会への参加、そして具体的な業務の受託は各支部での対応をお願いすることになるが、本委員会は協定書や業務受託契約の内容を検討するほか、各地域での対応状況を各支部間において情報共有するとともに本会として全体の状況を把握し、問題点の洗い出しや対応方法を検討することを目的として発足した。

これまで8市町及び県との間で空き家対策に関する協定や所有者等調査業務委託契約を締結してきたが、引き続き各市町との協定及び業務委託の締結と協議会への司法書士の参画を進めていく。また、空き家ネットワークみえの構成員として、他団体と連携してその活動に参加していく。加えて、相続登

記義務化等の民法・不動産登記法の改正及び所有者不明土地問題への対策として各市町や農業会議との間で新たな協定締結等、協力連携体制を構築していく必要が出てくることが予想されるので、本会としてこれに対応し、相続登記や所有者相続人調査、財産管理人就任等への司法書士業務へつなげる活動を行っていく。

1. 行政機関との協定書・受託契約書の内容検討及び協議
2. 各支部との情報共有
3. 空き家相談会への相談員派遣や電話相談への対応
4. 他団体および行政機関との連携、空き家ネットワークみえの活動への参加
5. 市民向け啓発、広報活動
6. 所有者不明土地問題や法改正の研究